

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
石綿による健康被害の救済に関する法律 目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 救済給付 第一節 支給等（第三条―第三十条） 第二節 費用 第一款 基金等（第三十一条―第三十四条） 第二款 一般拠出金（第三十五条―第四十六条） 第三款 特別拠出金（第四十七条―第五十一条） 第三節 雑則（第五十二条―第五十八条） 第三章 特別遺族給付金 第一節 支給等（第五十九条―第六十八条） 第二節 費用（第六十九条） 第三節 雑則（第七十条―第七十四条） 第四章 不服申立て（第七十五条―第七十九条） 第五章 雑則（第七十九条の二―第八十六条） 第六章 罰則（第八十七条―第九十一条） 附則	石綿による健康被害の救済に関する法律 目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 救済給付 第一節 支給等（第三条―第三十条） 第二節 費用 第一款 基金等（第三十一条―第三十四条） 第二款 一般拠出金（第三十五条―第四十六条） 第三款 特別拠出金（第四十七条―第五十一条） 第三節 雑則（第五十二条―第五十八条） 第三章 特別遺族給付金 第一節 支給等（第五十九条―第六十八条） 第二節 費用（第六十九条） 第三節 雑則（第七十条―第七十四条） 第四章 不服申立て（第七十五条―第七十九条） 第五章 雑則（第八十条―第八十六条） 第六章 罰則（第八十七条―第九十一条） 附則

(定義等)	第二条 (略)	2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三条に規定する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係が成立している事業（以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。）に使用される労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより昭和二十二年九月一日以降に指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したものをいう。
(定義等)	第二条 (略)	2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三条に規定する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係が成立している事業（以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。）に使用される労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したものの（昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日の五年前の日までに死亡した者に限る。）をいう。
3 (略)	3 (略)	
(医療費の支給及び認定等)	第四条 (略)	2 前項の認定（以下この条から第十七条まで及び第二十條第一項第
(医療費の支給及び認定等)	第四条 (略)	2 前項の認定（以下この条から第十七条までにおいて「認定」とい

「<u>二</u>号において「認定」という。）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。	う。）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。
3 (略)	3 (略)
4 認定は、<u>診断によつて当該認定に係る指定疾病の発生が確定した日</u>(その日)が<u>当該認定の申請のあつた日の二年前の日前である場合</u>には、<u>当該申請のあつた日の二年前の日</u>。以下「<u>基準日</u>」という。)にさかのぼつてその効力を生ずる。	4 認定は、<u>その申請のあつた日</u>にさかのぼつてその効力を生ずる。
第五条 (略)	第五条 (略)
2 (略) 3 機構が第一項の決定を行つたときは、当該決定に係る死亡した者につき、<u>基準日</u>から死亡した日までの間において被認定者であつたものとして救済給付を支給する。	2 (略) 3 機構が第一項の決定を行つたときは、当該決定に係る死亡した者につき、<u>認定の申請をした日</u>から死亡した日までの間において被認定者であつたものとして救済給付を支給する。
(認定の有効期間)	(認定の有効期間)
第六条 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間に<u>基準日</u>から認定の申請のあつた日の前日までの期間を加えた期間内に限り、その効力を有する。	第六条 認定は、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間(以下「<u>有効期間</u>」という。)内に限り、その効力を有する。
2 (略)	2 (略)
(認定の更新)	(認定の更新)
第七条 (略)	第七条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「政令で定める期間に基準日から認定の申請のあつた日の前日までの期間を加えた期間内」とあるのは、「政令で定める期間内」と読み替えるものとする。	第8条 (略) 2 (略) 3 第六条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「政令で定める期間に基準日から認定の申請のあつた日の前日までの期間を加えた期間内」とあるのは、「第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替えるものとする。	(療養手当の支給) 第十六条 (略) 2 療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、基準日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 3 (略)	(医療費等の支給の請求等) 第十七条 (略) 2 医療費等を支給する旨の処分は、基準日にさかのぼってその効力
3 前条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。	第8条 (略) 2 (略) 3 第六条の規定は、前項の規定により更新される認定について準用する。この場合において、同条第一項中「政令で定める期間(以下「有効期間」という。内」とあるのは、「第八条第一項に規定する有効期間の満了日の翌日から政令で定める期間内」と読み替えるものとする。	(療養手当の支給) 第十六条 (略) 2 療養手当は、月を単位として支給するものとし、当該支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 3 (略)	(医療費等の支給の請求等) 第十七条 (略) 2 医療費等を支給する旨の処分は、その請求のあつた日にさかのぼ

を生ずる。

（特別遺族弔慰金等の支給）

第二十条 次に掲げる者の遺族（第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

- 一 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因してこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）
- 二 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、やむを得ない理由により認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）

2・3 （略）

（特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位）

第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者又は未申請死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者又は未申請死亡者の死亡の当時施行前死亡者又は未申請死亡者と生計を同じくしていたものとする。

つてその効力を生ずる。

（特別遺族弔慰金等の支給）

第二十条 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）の遺族（第五十九条第一項に規定する特別遺族給付金の支給を受けることができる者を除く。）に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給する。

2・3 （略）

（特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位）

第二十一条 前条第一項の特別遺族弔慰金及び特別葬祭料（以下「特別遺族弔慰金等」という。）の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、施行前死亡者の死亡の当時施行前死亡者と生計を同じくしていたものとする。

る。	2 (略)	(特別遺族弔慰金等に係る認定等)
	第二十二条 (略)	
2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、 <u>施行前死亡者の遺族にあつては施行日から、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から、十年を経過したときは、することができない。</u>		
	(特別遺族給付金)	
	第五十九条 (略)	
	2～4 (略)	
5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、 <u>施行日前に死亡した死亡労働者等の遺族にあつては施行日から、施行日以後に死亡した死亡労働者等の遺族にあつてはその死亡の時から、十年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、三年を経過したとき)は、することができない。</u>		
	(特別遺族年金の受給者の範囲等)	
	2 (略)	(特別遺族弔慰金等に係る認定等)
	第二十二条 (略)	
2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、 <u>施行日から三年を経過したときは、することができない。</u>		
	(特別遺族給付金)	
	第五十九条 (略)	
	2～4 (略)	
5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、 <u>施行日から三年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、三年を経過したとき)は、することができない。</u>		
	(特別遺族年金の受給者の範囲等)	

第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 (略)

三 施行日の前日の五年前の日(以下「特定日」という。)以前に死亡した死亡労働者等の遺族にあつてはその死亡の時から施行日まで、特定日後に死亡した死亡労働者等の遺族にあつてはその死亡の時から労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅した日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ ホ (略)

2・3 (略)

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあつては施行日において、死亡労働者等が特定日後に死亡した者である場合にあつては労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によつて消滅した日において特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 (略)

第五章 雑則

第六十条 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 (略)

三 死亡労働者等の死亡の時から施行日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イ ホ (略)

2・3 (略)

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 施行日において特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 (略)

第五章 雑則

(事業所の調査等) 第七十九条の二 国は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿による健康被害の救済に関する制度の周知(次項において「事業所の調査等」という。)を徹底するものとする。 2 関係行政機関の長は、事業所の調査等に当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。 附 則 (見直し) 第六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の状況を踏まえ、労災保険を含めその救済に関する制度全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。	附 則 (見直し) 第六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。
---	---